国民健康保険税の納期の変更について

平成 30 年度から国民健康保険税（保険税）の賦課方法が変更となります。これまでの暫定賦課（※１）が廃止となり、保険税額の決定を年１回（７月）とします。また、納期の回数についても 10 期から９期になります。

（※1）暫定賦課とは、前年中の所得がまだ確定しない時期に、前年度課税額を基に仮の保険税を算定する賦課方法（４月・６月納期分）

平成 29 年度まで（納期：10 期　納付開始月：４月）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第１期		第２期	第３期	第４期	第５期	第６期	第７期	第８期	第９期	第 10 期	
暫定期間			確定期間								
決定時期　１回目：４月、２回目：７月											

平成 30 年度から（納期：９期　納付開始月：７月）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
廃止		廃止	第１期	第２期	第３期	第４期	第５期	第６期	第７期	第８期	第９期
			確定期間								
決定時期　７月											

※なお、年金からの差し引き（特別徴収）の方は、納期の変更はありません。
（４月・６月・８月・10 月・12 月・２月の年６回、年金から納付します）

安い！安心！　ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】　保険課　☎０２９－２４０－７１１３（直通）

職場の健康保険に加入された皆さまへ

国民健康保険の加入者が就職等により、職場の健康保険に加入された場合は、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。手続きの際に必要なものをご持参のうえ、保険課（５番窓口）までご来庁ください。

▶手続きに必要なもの

① **職場の健康保険証及び国民健康保険被保険者証**（職場の保険に加入された方全員分）
② **マイナンバーカードまたは通知カード**（職場の保険に加入された方全員分）
③ **来庁される方の身分証明書**
④ **印鑑**（朱肉を使うもの）
※　別世帯の方が手続きをされる場合は、委任状が必要ですのでお問い合わせください。

▶以下の２点に注意してください！

① 職場の健康保険に加入しているのに、国民健康保険の保険証を使用して医療機関等を受診してしまうと、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくことになります。
② 国民健康保険の脱退手続きを行わないと、国民健康保険税が課税されたままになってしまいます。
※　職場の健康保険に加入された場合は、必ず手続きをお願いします。

【問合せ先】　保険課　☎０２９－２４０－７１１３（直通）

平成30年度の町税等に関するお知らせ

▶納税通知書の発送について

平成30年度の町税等（固定資産税、町県民税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料）に関する納税通知書は、次の日程により発送します。

税　目	発　送　日
固定資産税	４月10日（火）
介護保険料	４月11日（水）
軽自動車税	５月２日（水）
町県民税　※	６月11日（月）
国民健康保険税	７月13日（金）
後期高齢者医療保険料	７月13日（金）

※町県民税を納付書により納付（普通徴収）する方への発送日となります。
※給与から天引きの方（特別徴収）は、納税通知書を勤務先から受け取ることになります。

▶町税等の納期について

平成 30 年度　町税等納期（納付書で納付の方）は下記のとおりです。

税目等＼納期月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
固定資産税	１期			２期				３期		４期		
介護保険料	１期		２期		３期		４期		５期		６期	
軽自動車税		全期										
町県民税			１期		２期		３期			４期		
国民健康保険税				１期	２期	３期	４期	５期	６期	７期	８期	９期
後期高齢者医療保険料				１期	２期	３期	４期	５期	６期	７期	８期	

各税目・保険料の納期限日は、当月の月末となります。（12 月のみ 25 日）
納期限日が休祭日の場合は、翌日が納期限の日となります。

【問合せ先】　○固定資産税、町県民税、軽自動車税に関すること
税　務　課　☎０２９－２４０－７１１４（直通）
○国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に関すること
保　険　課　☎０２９－２４０－７１１３（直通）
○介護保険料に関すること
長寿福祉課　☎０２９－２９１－８４０７（直通）

町税等口座振替納付制度のご案内

便利で安全な口座振替で納付しましょう

町の指定した金融機関の預貯金口座から納期ごとに、町税等を納付できる制度です。

▶取扱い金融機関　茨城町指定の金融機関となります。なお、口座振替依頼書は町内にある金融機関及び一部水戸市内の金融機関の窓口に設置してあります。
▶申　込　方　法　希望される金融機関に直接お申し込みください。
▶申込に必要なもの　①各種納税通知書（納付書）の全部
②預金通帳またはキャッシュカード
③金融機関届出印
▶口座振替できる税目　上記の税目となります。申込みをした月の翌月納期分から該当する町税等が振替になります。口座振替についての詳細は、町ホームページでご確認ください。

【問合せ先】　税務課　☎０２９－２４０－７１０４（直通）